

設計施工一括発注方式による
三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事
公募型プロポーザル方式による受注者選定手続実施要項

令和7年

三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室

1 目的

本実施要項は、設計施工一括発注方式による三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事の受注者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 工事に関する事項

(1) 工事名

三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事

(2) 工事場所

三条市月岡四丁目 36 番 1 号

(3) 業務内容

市民球場スコアボード改修工事に係る実施設計、施工及び工事監理

(4) 施工条件

設計施工一括発注方式による三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事仕様書のとおり

(5) 履行期間

契約締結日の日から令和 9 年 3 月 10 日まで

(6) 担当部局

三条市 福祉保健部 健康づくり課スポーツ振興室

〒955-0086 新潟県三条市旭町二丁目 3 番 1 号

電話 0256-34-5447 (直通)

FAX 0256-34-5572

電子メールアドレス kenko@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

3 提案上限額（金額には消費税及び地方消費税の額を含む。）

360,393,000円を上限とする。

ただし、実施設計に係る金額は6,897,000円を上限とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、提案見積金額は、この上限額を越えてはならない。提案見積金額が上限額を超えた場合は、失格とする。

4 各年度の年割額の上限額（金額には消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度	6,897 千円
令和8年度	353,496 千円

5 実施形式

(1) 募集方法 公募

(2) 選定方法

参加者から提出された技術提案書等及びプレゼンテーションを基に審査を実施し、その内容を受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた技術提案書を特定する。

なお、提案範囲は仕様書のとおり。

6 参加資格要件

本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 三条市建設工事入札参加資格者名簿（令和7年度・8年度）に登録があり、指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

なお、建設工事に係る契約を締結する権限のある者が属する新潟県内の営業所を有していない者が、本工事への参加を希望する場合は、8月20日（水）までに入札参加資格審査申請を行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。

(3) 国税、地方税を滞納していないこと。

(4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで控訴を提訴された日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 団体またはその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認知された日から2年を経過しな

い者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別精算開始の申立てがされていないこと。
- (8) この告示をした日の前日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 三条市暴力団排除条例（平成 23 年三条市条例第 20 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者であること。
- (10) 過去 10 年間に屋外野球場の大型映像装置（LED などを用いて情報を発信するための装置）の製作及び設置工事の完了実績（以下、「工事实績」）を有する者。（公共機関から発注された工事が工事实績として該当する。）
- (11) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を有する者（本社から委任を受けている営業所等で参加する場合は、電気工事業に係る許可を受けている営業所に限る。以下「特定建設業許可者」という。）で、格付等級が A ランクに該当する者。
- (12) 本件工事を施工し得る国家資格等（1 級電気工事施工管理技士等）を有する者を本件工事の施工に当たり専任で配置することができる者であること。
- (13) 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。（監理技術者を配置する場合）
- (14) 予定技術者は参加表明書提出日において所属業者と 3 か月以上の雇用関係を有すること。

7 技術者等の配置

施工に当たり配置する技術者等については、施工が開始する時からの配置とする。

8 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書を提出した者は、この要項の記載内容に同意したものとみな

す。

- (2) 技術提案書の提出は、一者一提案のみとする。
- (3) 本受注者選定手続の目的は、優れた提案ができる設計及び施工者を選定することにある、提案者は、本工事にあたっての考え方を技術提案書に文書で効果的にかつ簡素・明瞭に表現すること。
- (4) 電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

9 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

本プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、選定委員会が、審査し選定する。

(1) 第一段階審査

参加表明書による。ヒアリング等は実施しない。

提出のあった書類による参加資格の書類審査を実施し、資格要件及び施工実績の有無について確認し、後日結果を当該事業者へ通知する。

(2) 第二段階審査

技術提案書による。

第一段階審査で選定された参加者に対して行う。

新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びプレゼンテーションを実施し、市民球場スコアボード設計・施工に最適な受注予定者及び次順位の者を選定する。

ア 技術提案書を特定するための審査基準等

別紙1「技術提案書審査基準」のとおり

10 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

11 技術提案書の内容

仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。参考資料は添付可とし、提案事項の目的と効果が明確となるように記載すること。

なお、提案書に記載すべき項目は次のとおりとし、「技術提案書審査基準」の審査項目等を参考に作成すること。

- ① 工程計画
- ② 機器の仕様及び拡張性
- ③ 操作性
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 防災機能強化
- ⑥ 自由提案

12 プレゼンテーションの実施

第二段階審査ではプレゼンテーションを実施する。

(1) 期日

令和7年9月30日(火)

プレゼンテーションの詳細な日程、場所は、選定後、別途通知する。

(2) 実施方法

ア 時間は1者(社)当たり50分以内とする。(準備・提案30分、質疑・片付け20分)

イ 出席者は5人以内とし、技術提案書提出者以外の入室を認めない。なお、主たる説明・質疑応答は、本工事の主担当者が行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

ウ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したPCを利用することができる。その場合は、技術提案書等提出期限までに電子メールにて電子データを提出することとし、提出後の変更は認めない。また、PCを持参する場合は、事前に連絡すること。使用する電子データは、技術提案書と同一内容とし、変更や追加等は認めない。ただし、内容の省略による页数の変更及び構成の変更は可とする。

エ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された技術提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が技術提案書の内容に合致し、提

案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。
オ プレゼンテーションは非公開とする。

13 手続き等

(1) 第一段階審査

ア 参加表明書の提出

提出先 三条市総務部 財務課 統計・契約係
住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
電話 0256-34-5527 (直通)
FAX 0256-34-5691
電子メールアドレス zaimu@city.sanjo.niigata.jp
提出期限 令和7年8月27日(水)午後5時15分まで
提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 参加表明書に関する質問の受付

受付方法 電子メールでのみ受け付ける。
(書式は別紙様式9により、メールに添付すること)
文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレスを併記する。
電子メールの件名 「市民球場スコアボード改修工事プロポーザル質問(会社名)」とすること。
受付アドレス zaimu@city.sanjo.niigata.jp
受付期間 令和7年8月20日(水)午後3時まで
※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
質問の回答 令和7年8月22日(金)までに、三条市ホームページ上で回答する。
ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

ウ 第一段階審査結果の通知

第一段階の審査の結果は、令和7年9月1日(月)までに参加表明書の提出者全員に書面により通知する。

(2) 第二段階審査(第一段階審査で選定された参加者のみ)

ア 技術提案書の提出

提出場所 上記(1)アの提出先と同じ

提出期限 令和7年9月22日（月）午後5時15分まで

提出方法 上記(1)アの提出方法と同じ

イ 技術提案書に関する質問の受付

受付方法 電子メールのみ受け付ける。

（書式は別紙様式9により、電子メールに添付すること。）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号、メールアドレスを併記する。

電子メールの件名 「市民球場スコアボード改修工事プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス 上記(1)イの受付アドレスと同じ

受付期間 令和7年9月9日（火）午後3時まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 令和7年9月12日（金）までに、三条市ホームページ上で回答する。

ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

ウ 第二段階審査結果の通知

第二段階審査の選定結果及び技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者全員に書面により通知する。

14 審査結果の通知

技術提案書提出者の選定結果及び技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者全員に書面により通知する。

15 契約等

- (1) 審査結果に基づき、受注予定者を契約交渉の相手方とする。交渉の結果、当該受注予定者と契約が成立しなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 受注予定者は、選定後、速やかに発注者と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出する。発注者は、提案内容及び見積書をもとに、受注予定者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき契約を締結する。なお、契約金額は原則として、技術提

案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、発注者との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

- (3) 契約金額が1億5千万円以上の場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、三条市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結し、承認後本契約に移行する。

16 プロポーザルの日程（予定）

令和7年8月27日（水）	参加表明書の提出期限
令和7年9月1日（月）	第一段階審査結果の通知
令和7年9月22日（月）	技術提案書の提出期限
令和7年9月30日（火）	プレゼンテーションの実施
令和7年10月1日（水）	第二段階審査結果の通知
令和7年10月中旬	審査結果の公表・仮契約締結

17 提出書類

No.	名称	様式	提出部数
1	参加表明書	様式1	正本1部
2	会社概要	様式2	正本1部 副本13部
3	同種製品の施工実績	様式3	
4	予定技術者一覧	様式4	
5	予定技術者調書	様式5	
6	技術提案書提出書	様式6	
7	技術提案書	様式7	
8	提案書の参考資料	任意様式	
9	設計・工事費内訳書	様式8	
10	工程計画書	任意様式	
11	質問書	様式9	

※ No.1～5は、令和7年8月27日までに提出すること

※ No.6～10は、令和7年9月22日までに提出すること

18 その他

(1) 実施要項及び関連情報の公開

13(1)記載の担当部局又は三条市ホームページ

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 設計図面等の閲覧

閲覧場所 三条市福祉保健部 健康づくり課 スポーツ振興室

閲覧期間 令和7年8月8日から9月22日まで

(3) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがあるとともに指名停止を行うことがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(4) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書提出者及び技術提案書提出者の負担とする。

(5) 提出期限以降の差替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。

(6) 提案者の公表

参加表明書及び技術提案書の提案者として選定若しくは特定された者は公表できるものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の使用

提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲

において、複製することができるものとし、技術提案として特定された技術提案書を三条市ホームページにおいて掲載できるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の返却

提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、受注者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 受領資料の公表等

技術提案書の作成のために三条市より受領した資料は、三条市の許可なく公表及び使用することはできない。

(10) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市はいかなる責任も負わない。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。